

## 出産・子育て応援事業 FAQ (令和7年1月1日現在)

Q. 「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」とは何ですか？

A. 子育て関連用品等に使用できる東京都が発行するクーポンです。

Q. 「クーポン」とは何ですか？

A. 東京都出産・子育て応援事業ポイント交換サイトで使用することができるギフトカードです。

Q. 「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」をもらうためにはどうすればよいですか？

A. 妊娠届を出された方は妊婦面接時に、出産された方はすこやか赤ちゃん訪問時にご案内します。

ご案内に電子申請用の二次元コードを掲載しています。二次元コードからアンケートに回答していただくことで申請となります。

Q. 所得制限はありますか？

A. ありません。

Q. 外国籍ですが対象になりますか？

A. 日本国籍を有する方と同様の要件を満たせば支給対象となります。

Q. DVにより、大田区に避難して生活していますが、対象となりますか？

A. 区の間い合わせ先へご相談ください。

Q. DVにより、大田区外へ避難して生活していますが、対象となりますか？

A. DVにより他自治体に避難されている方は、区の間い合わせ先または、避難先の自治体へお問い合わせください。

Q. 大田区から他自治体へ転出しますが、対象になりますか？

A. 大田区から転出された方は、転出前に大田区の支給要件を満たしている場合は対象となります。

※「出産応援ギフト」「子育て応援ギフト」のどちらの支給についても、複数の市区町村から二重に受けることはできません。

Q. 他自治体で妊娠届出を提出し、大田区へ転入しますが、対象になりますか？

A. 大田区へ転入された方は、大田区の妊婦面接を受けた場合に支給対象となります。

※以前にお住まいの自治体で支給を受けている場合は対象外です。

・妊婦面接のご予約は「妊婦面接予約システム」をご利用ください。

Q. 他自治体で出産し、大田区に転入しますが、対象になりますか？

A. 大田区に転入後、大田区でのすこやか赤ちゃん訪問を受けた場合に支給対象となります。

※以前にお住まいの自治体で支給を受けている場合は対象外です。

Q. 多胎の場合はどうなりますか。

A. 出産応援ギフト（5万円相当）は妊婦1人分となります。子育て応援ギフト（5万円相当）は生まれたお子さんの人数に応じて支給されます。

Q. 流産・死産した場合は、対象になりますか？

A. 流産・死産した場合でも、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出している場合は、出産応援ギフト（5万円相当）の対象となります。区の間い合わせ先へご連絡ください。

<問い合わせ先>

大田区役所内 6階12番窓口

健康づくり課 管理担当

電話：03-5744-1661